

特許権侵害差止請求事件

[平成27年10月29日判決（東京地裁） 平成27年（ワ）第1025号](#)

キーワード：当然無効による権利行使の制限／公然実施による無効理由

担当 弁理士 植田晋一

1. 事案の概要

発明の名称を「pHを調整した低エキス分のビールテイスト飲料」とする特許権を有する原告が、被告に対し、被告による被告製品の製造等が特許権侵害に当たると主張して、特許法100条1項及び2項に基づき、被告製品の製造等の差止め及び廃棄を求めた。

2. 結論

請求棄却（無効理由を認定）

3. 本件特許

発明の名称：pHを調整した低エキス分のビールテイスト飲料

登録番号：特許第5382754号

出願日：平成25年5月27日（特願2013-110731）

登録日：平成25年10月11日

4. 本件発明（下線部は訂正事項）

エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下であるビールテイスト飲料であって、pHが3.0以上4.5以下であり、糖質の含量が0.5g/100ml以下である、前記飲料。

5. 争点

被告は、被告製品が本件発明の技術的範囲に属することを争わず、以下の理由により、本件特許に無効理由がある旨主張した。

(1) オールフリーに係る発明（以下「公然実施発明1」という。）に基づく進歩性欠如

(2) ダブルゼロに係る発明（以下「公然実施発明2」という。）に基づく進歩性欠如

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 公然実施発明1（オールフリー）に基づく進歩性欠如について

本件発明は、特許請求の範囲の記載上、エキス分の総量、pH及び糖質の含量につき数値範囲を限定しているが、各数値がそれぞれ当該範囲内であれば足りるのであり、これらが相互に特定の相関関係を有することは規定されていない。また、本件明細書の発明の細

な説明の欄をみても、例えば、エキス分の総量が0.5重量%であるときはpHをどの範囲とし、これが2.0重量%であるときはpHをどの範囲とするのが望ましいなどといった記載は見当たらず、要は、エキス分の総量、pH及び糖質の含量がそれぞれ数値範囲内にあれば足りるとされている。

さらに、本件発明は、特許請求の範囲の記載上、エキス分又は糖質として具体的にどのような物質をいかなる量含有するか、pHの数値をどのように規制するかを特定するものでなく、また、他の成分の存否や測定値につき触れるところもない。本件明細書（甲2）の発明の詳細な説明の記載をみても、エキス分の具体的成分及び総量を規制する手段、pH調整剤の種類及び使用方法、糖質の種類、その他の添加物の有無等に格別の限定はされていない（段落【0020】、【0021】、【0024】～【0027】、【0030】、【0033】）。そうすると、別紙1-1～3に示された公然実施発明1の多数の分析項目のうちエキス分の総量、pH及び糖質以外の成分等の分析結果は、本件発明の進歩性を検討するに当たり考慮する必要はないと考えられる。

以上によれば、本件発明の進歩性を判断する前提として公然実施発明1との相違点を認定するに当たっては、エキス分の総量、pH及び糖質の各数値をみれば足りると解すべきであるから、原告の上記主張を採用することはできない。

上記事実関係によれば、公然実施発明1に接した当業者において飲み応えが乏しいとの問題があると認識することが明らかであり、これを改善するための手段として、エキス分の添加という方法を採用することは容易であったと認められる。そして、その添加によりエキス分の総量は当然に増加するところ、公然実施発明1の0.39重量%を0.5重量%以上とすることが困難であるとはうかがわれない。そうすると、相違点に係る本件発明の構成は当業者であれば容易に想到し得る事項であると解すべきである。

以上によれば、本件発明は公然実施発明1に基づいて容易に想到することができたから、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められる（特許法123条1項2号）。

（2）公然実施発明2（ダブルゼロ）に基づく進歩性欠如について

証拠（乙10～12）及び弁論の全趣旨によれば、本件特許の優先日当時、健康志向の高まりを受けて、ノンアルコールのビールテイスト飲料の分野では「糖質ゼロ」との表示のある商品が消費者から支持されていたこと、栄養表示基準（平成15年4月24日厚生労働省告示第176号）においては、糖質を100ml当たり0.5g未満とすれば糖質を含まない旨の表示をすることができることが認められる。

上記事実関係によれば、公然実施発明2に接した当業者においては、糖質の含量を100ml当たり0.5g未満に減少させることに強い動機付けがあったことが明らかであり、また、糖質の含量を減少させることは容易であるということが出来る。そうすると、相違点に係る本件発明の構成は当業者であれば容易に想到し得る事項であると解すべきである。

これに対し、原告は、①公然実施発明2は主成分を糖質とする麦芽エキスを使用することを特徴としているから、糖質の含量を低下させることに阻害要因があること、②本件発明には公然実施発明2から予測のできない顕著な効果があることを理由に、本件発明に進歩性がある旨主張するが、以下のとおり、いずれも採用することができない。

①について、前記アのとおり「糖質ゼロ」のノンアルコールのビールテイスト飲料が消費者の支持を受けていたことに照らせば、当業者（被告に限らない。）において麦芽エキスの使用量を減少させてでも糖質の含量を低下させようとする動機があったものと解される。

②について、公然実施発明2のエキス分の総量、pH及び糖質の含量は本件明細書中の発明品4とほぼ同じであるところ（【表1】）、発明品4と本件発明の実施例である発明品3（同）を比べると、飲み応えの平均値をみても（発明品3は3.3、発明品4は4.0）、pHの調整による飲み応えの変化をみても（発明品3は対照品3に対し1.0の改善、発明品4は対照品4に対し1.0の改善）、発明品3の効果が顕著に優れているとは認められない。

以上